

川崎市新型コロナウイルス感染症の流行下における高齢者への検査事業 Q&A

＜対象者について＞

番号	質問	回答
1	どういう人が本事業を利用できますか。	次のすべてに該当する方が対象者になります。 ① 検査時点で市内に住民票を有する方 ② 市内協力施設へ契約等により入所等が決定した方で、入所等を行う方（継続して入所等している方を除きます） ③ 検査時点で行政検査の対象とならない方 ④ 本事業に関して説明を受け了承かつ個人情報等の取扱い等について同意した上で、検査を希望する方 ⑤ 他の補助事業の対象とならない方
2	検査を受ける者の自己負担はありますか。	自己負担はありません。
3	対象者を限定したのはなぜですか。	無症状の人を対象に広く検査を実施した場合、偽陽性・偽陰性の問題があるため、施設をクラスター発生から守るという観点から対象者を絞って実施します。
4	市外に住民登録がある入所者は利用できますか。	市外に住民登録がある場合は、本事業は利用することができません。住民登録がある自治体の助成制度を御確認ください。
5	市民が市外の施設に入所する場合は、利用できますか。	市外の施設に入所する場合は、本事業は利用することができません。
6	協力施設ではない施設へ入所する場合は利用できませんか。	本事業は利用できませんので、施設や自由診療により検査を行っている医療機関へ御相談ください。

7	施設が入所者に一律に検査を受けさせてもいいですか。	本事業は本人が検査を希望する場合に利用できるものです。一律に検査を受けさせる場合は対象外です。
8	検査を繰り返し受けることができますか。	検査を受けるのは、施設へ入所等を行う時のみとなります。ショートステイ利用の場合は、月1回まで可能です。
9	症状がある場合は本事業の検査を受けられませんか。	発熱などの症状がある場合には、自己負担のない行政検査の対象となる可能性がありますので、かかりつけ医、川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター（044-200-0730）へお問い合わせください。
10	入所後の検査は可能ですか。	契約または措置等の後であれば、入所等の前後で検査可能です。ただし入所等の後の検査は、原則2～3日以内で速やかに検査してください。
11	入所前の検査はいつからできますか。	検体採取日から入所等までの期間にも感染のリスクはあるため、入所等の前1週間以内程度の実施を想定しています。
12	継続利用者が病院から退院して入所する場合には利用できますか。	利用できます。
13	他の施設から入所する場合には利用できますか。	利用できます。その場合、申請は受入れ施設で行ってください。

<検査について>

14	検査方法、検体は何ですか。	検査方法はPCR検査となります。 検体は原則、唾液です。ただし、協力施設の嘱託医等の医師の指示の下、医療従事者が鼻咽頭ぬぐい液を検体として採取し、検査機関に提出することは可能です。その際に必要となる診察費用や医療従事者の人件費は本事業の対象にはなりません。
15	偽陰性や偽陽性とは何ですか。	検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、実際には感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）が一定の割合で起こる事象のことです。
16	検体採取の際に必要な資材は市で用意してくれるのですか。	受託検査機関から検体を入れる容器、梱包資材を協力施設に提供します。検体の保管は冷蔵保管になるので、施設内の冷蔵保管できる設備で保管をお願いします。検査機関側で別売のクーラーボックスも用意しています。
17	検体採取の際の消毒・衛生用品などの費用は市から支払われますか。	消毒・衛生用品などは、本事業の対象にはなりません。ただし、施設の種別によって、かかり増し経費の対象になります。
18	検体採取は入所者の自宅で行うことも可能ですか。	検体採取後、適切に冷蔵保管していただく必要がありますので、検体の採取は施設で行ってください。
19	検査結果が陽性となった場合、受診費用、文書料や移送費は出ますか。	陽性の場合、被検者には提携医療機関に受診していただきます。提携医療機関にて、当該感染症か診断するための診察費を市で負担します。提携医療機関以外の医療機関の受診費用や本人の診断書料などの文書料や移送費用については本人の実費負担となります。
20	検査の予約は直前でも可能ですか。	検査予約は、原則1週間前までに検査機関に検査依頼用紙をFAXしてください。もし緊急で検査する必要がある場合などは検査機関へ御相談ください。

2 1	検査結果が陽性だった場合、その後の流れはどうなりますか。	協力施設から速やかに被検者に陽性の連絡を行い、提携医療機関の受診と自宅待機を促してください。提携医療機関が電話で診察を行い、当該感染症と診断されれば、感染症法に基づく届け出を保健所に行います。
2 2	検査の結果、陽性が判明し、長期入院などとなり結果として入所に至らなかった場合は事業対象外ですか。	検査時点で要件を満たしていれば、やむを得ない事情により結果として入所に至らなかった場合も事業対象として認めます。
2 3	陽性となった利用者が入院治療・宿泊療養とならなかった場合の必要な対応とは何ですか。	協力施設は、検査結果が陽性で、入院治療や宿泊療養とならなかった場合に備えて、利用者のサービス提供が途切れないよう、サービスの利用調整等に御協力ください。

<提携医療機関について>

2 4	提携医療機関の診察はどう行われますか。	提携医療機関の診察方法は電話による診察です（検査結果に基づいて診察を行い、当該感染症と診断されれば、保健所に感染症法の届出を行います。）。
2 5	本人に電話がない場合、提携医療機関の診察はどうなりますか。	本人が電話を持っていない場合は、家族の電話など、提携医療機関からの連絡が可能な電話を用意していただき、診察を行います。
2 6	検査結果が陽性だった場合、提携医療機関以外の医療機関を受診してもいいですか。	提携医療機関以外の医療機関を受診することも可能です。その際は、検査機関へ提携医療機関以外の受診となることを連絡してください。なお、受診費用や移送費用などについては本人の実費負担となります。

<協力施設について>

2 7	市内協力施設とは何ですか。	下記（※）の介護保険入所・居住系施設や障害者施設等のうち、協力施設として登録申請した施設です。
-----	---------------	-------------------------------------------------

28	施設の登録申請は法人でまとめて申請することは可能ですか。	登録施設が複数ある場合は、必要な施設情報を一覧にして協力施設登録申請書に添付することで、同一法人でまとめて申請することも可能です。
----	------------------------------	-------------------------------------------------------------------

※対象施設一覧

介護保険施設	介護老人福祉施設（地域密着型含む）
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
居住系介護サービス	特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型含む）
	認知症対応型共同生活介護事業所
	小規模多機能型居宅介護事業所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所
	短期入所生活介護事業所
	短期入所療養介護事業所
老人福祉法による老人福祉施設	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	有料老人ホーム
高齢者住まい法による住宅	サービス付き高齢者向け住宅
障害者総合支援法による 障害者支援施設等	障害者支援施設
	共同生活援助事業所
	重度障害者等包括支援事業所
	福祉ホーム
	短期入所事業所 療養介護事業所
児童福祉法による施設	障害児入所施設
生活保護法による保護施設	救護施設
その他の社会福祉法等による施設	生活困窮者・ホームレス自立支援センター
	無料低額宿泊所
	婦人保護施設
	更生保護施設

<その他>

29	事業を中断する基準はありますか。	当事業は神奈川県検査体制整備計画との整合性を確認し、実施することとなっています。そのため、県から事業中止の判断がある場合など中止とすることがあります。
----	------------------	-----------------------------------------------------------------------------